

飯塚市筑穂トレーニングルーム条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武井政一

飯塚市規則第12号

飯塚市筑穂トレーニングルーム条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市筑穂トレーニングルーム条例(令和8年飯塚市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請及び許可)

第2条 トレーニングルーム(以下「施設」という。)を利用する場合は、利用の許可を受ける者(以下「申請者」という。)が所定の使用料を納付し、市長が利用券又は利用回数券を交付することをもって、利用の申請及び許可とする。

2 申請者は、あらかじめ利用者登録し、トレーニングルーム利用者カード(以下「利用者カード」という。)の交付を受けなければならない。

3 申請者は、施設を利用しようとするときは、職員に利用者カードを提示しなければならない。

(利用者登録及び利用者カード)

第3条 申請者は、市長あてに利用登録申込書に所要事項を記載の上、提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みを審査し、相当と認めるときは、申請者に利用者カードを交付する。

3 利用者カードは、他人に貸与し、譲渡し、又は不正に使用してはならない。

4 利用者カードを紛失し、又は汚損した申請者が利用者カードの再交付を受けようとするときは、第1項及び第2項の例によるものとする。

5 有効期限その他利用者カードの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(利用時間)

第4条 施設の利用に際し、利用の前後の着替え等に要する時間は、利用時間に含まないものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第10条の規定により使用料を減免する基準及び割合は、次に定めるとおりとする。

(1) 市が主催する行事に利用するとき 全額

- (2) 市が共催する行事に利用するとき 全額
- (3) 市が後援する行事で市長が特に必要と認めるとき 100分の50
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に認めるとき 市長が定める率

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第11条ただし書の規定により使用料を還付する基準及び額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により利用できなくなったとき 全額
- (2) 災害その他やむを得ない理由により、市において緊急の必要が生じ、利用の許可を取り消したとき 全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める額

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく附属設備その他器具等を施設外に持ち出さないこと。
- (2) 許可された利用目的以外に施設及び附属設備その他器具等を利用しないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく壁、柱、窓、扉等にはり紙をし、又は釘類を打ち込まないこと。
- (5) 騒音、大声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可なく物品の展示若しくは金品等の寄附募集又は広告類を掲示し、若しくは配布しないこと。
- (7) 所定の場所以外にごみ又は汚物を捨てないこと。
- (8) 所定の場所以外において飲食又は喫煙をしないこと。
- (9) 職員の指示に従うこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理上不適当な行為をしないこと。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和9年3月1日から施行する。